

緊急事態宣言に伴う区の対応について

本日、発出された国の緊急事態宣言に伴い、豊島区は下記のとおり区の対応を決定いたしました。

1. 区施設等について（基本方針）

- ① 緊急事態宣言発出時における区の公共施設等の運営については、原則、国および東京都の対応方針に準拠いたします。
- ② 施設等については、原則開館といたします。ただし、積極的な集客によるイベントや飲食、飛沫が拡散する活動等は、感染拡大防止の観点から実施を自粛いたします。
- ③ 施設の開館時間は原則 20 時までといたします。
- ④ 緊急事態宣言期間中に発生した施設の閉館やイベント中止による使用料、参加費等は利用者へ全額返還いたします。緊急事態宣言期間中の利用等において、参加者から感染防止のためキャンセルの申し出があった場合は、キャンセル料等は徴収いたしません。

※詳細は下記ホームページをご覧ください。

・緊急事態宣言に伴う区施設等およびサービスについて

<https://www.city.toshima.lg.jp/999/kenko/covid19/2101051659.html>

・新型コロナウイルス感染症に伴うイベント等の開催状況（中止・延期・変更など）

<https://www.city.toshima.lg.jp/013/2002191612.html>

2. 窓口について

本庁舎の窓口は、感染対策を講じたうえで、臨時閉庁日を除く土曜日・日曜日含め、通常どおり開庁します。また、東西区民事務所も、通常どおり平日開庁します。

3. 小・中学校、幼稚園、保育園について

感染対策を講じたうえで、実施いたします。

※詳細は下記ホームページをご覧ください。

・緊急事態宣言時における区立幼稚園、小・中学校等の対応について

<https://www.city.toshima.lg.jp/347/2101061320.html>

・新型コロナウイルス感染症の影響による保育園の対応等について

<https://www.city.toshima.lg.jp/260/kosodate/kosodate/hoikuen/nyuen/2003131051.html>

参考：区ホームページ 「緊急事態宣言に伴う区の対応について」

<https://www.city.toshima.lg.jp/999/kenko/covid19/2101050926.html>

問合せ：危機管理担当課長

広報課長

※各施設等の対応は各所管課長から折り返しご回答いたします。